

応募要項

兵庫県伝統工芸 助成金



2024年度

公益財団法人 eスポーツ・兵庫伝統工芸振興財団

1. 制度の概要

　兵庫県内における工芸文化の発展・人材確保と技術の伝承を進め、県内での後継者候補の増加、工芸文化の活性化を図るため、工芸文化の後継者育成、事業継続、工房設立及び増改築、斬新で独創的な企画を推進しようとする事業者に助成金を交付します。  
　兵庫県の工芸文化としては、国や県指定の伝統工芸品が最たる例としてありますが、国や県指定の工芸以外にも多くの工芸産業が存在しており、そうした工芸産業の方が「文化の存続」という問題に直面しているのではないかという危機感を当財団では持っております。また、工芸品の製造過程において欠かせない材料の生産者や工程を担う技術者に関しても、事業継続の面で多くの課題を抱えており、材料の生産者や工程を全うする技術者の廃業が、その工芸品自体の廃業に直結するといった実情もあると認識しております。

　そのため、当財団では国や県指定の工芸だけでなく、それ以外の多くの工芸文化、それを支える生産者や技術者の支援にも積極的に取り組みたいと考えております。

◆ 応募について

|  |  |
| --- | --- |
| 応募対象者 | ・兵庫県内において工芸文化に携わる個人、グループ、団体・法人（NPO、実行委員会、企業等）の方々  ・兵庫県の工芸品の製造過程において欠かせない材料の生産や工程を担う技術を保有する個人、グループ、団体・法人（NPO、実行委員会、企業等）の方々  ※ 組合単位での申請は受付できません。事業者単位での申請をお願い 　 致します |
| 支援内容 | 以下、いずれかに当てはまるもの   1. 後継者の育成・候補者の増加に資する活動を行うもの 2. 事業継続のための資金を必要とするもの 3. 工房設立又は増改築の資金を必要とするもの 4. 斬新で独創的な企画を推進しようとするもの 5. その他、工芸文化やそれに関連する生産・技術の発展に資する取組みを行うもの |
| 対象業種 | ・国や県が指定した伝統工芸品  ・兵庫県が指定した有形・無形文化財工芸技術に該当する工芸  ・国や県指定の伝統工芸品でないが、その歴史・背景を鑑みて、兵庫県の工芸文化に関するもの |
| 交付条件 | * 本財団が別途実施する情報発信活動への協力に同意いただける方 * 申請内容に従い、選考委員が判断いたします * 兵庫県内において必要な工芸文化やそれに関連する生産・技術と判断される場合 * 支援内容が後継者の育成・候補者の増加の場合は、後継者候補が下記のいずれの要件も満たす必要があります   ・兵庫県内在住又はその予定のある者  ・50歳未満の者（継続交付申請の場合は初めて助成金の交付を受けた時における年齢が50歳未満であったこと）  ＜注意事項＞   * 事後報告いただく活動実績の検証において、助成金が正しく活用されていないと判断した場合には、助成金の取り止め及び返還を要請する場合があります |
| 助成金額 | 1件（1団体）あたり年額500万円を上限として支給致します |
| 助成期間 | 助成金支給日より1年間  ※ 助成効果を鑑みて、3～5年間の複数年助成も検討致します |
| 期待する  内容 | 上記支援内容の中でも、インパクトがあり、産業の可能性を広げる活動が見込まれる内容を期待します |

2. 助成金の申請方法

(1) 募集期間

　　2024年8月1日から2024年9月30日までの2か月間

(2) 助成金の申請

　　助成金交付申請書（様式1）に必要書類を添付し提出してください。

　　※新規申請者は「様式1-1」、継続申請者は「様式1-2」を使用してください。

　　＜添付書類＞

* + 助成事業の内容（様式1-1別紙、様式1-2別紙）
* 宣誓書（様式2）
* 事業者の概要、工芸文化の歴史等が確認できる資料  
  ※会社パンフレットやホームページの他、自作の資料も可
* メール申請の場合、動画撮影いただきお送りいただくことも可とします
* 直近の決算書
* 助成金対象者の現住所が確認できる資料（免許証や住民票）
* 誓約書兼同意書（様式3）
* 対象経費計算シート（様式5）

(3) 審査及び結果の通知

＜一次審査＞

提出された申請書に基づく書類審査

＜二次審査＞

選考委員（有識者含む）による現地調査及び面接

＜結果の通知＞

上記、2つの審査により、交付・不交付を決定し、書面もしくはメールにて  
結果を通知します。

3. 助成金交付決定後の流れ

(1) 助成金の支払い

　　助成金振込口座届出書を提出してください。「助成事業の内容（助成金交付申請書別紙）」の「助成金の支払い」にご記載の通りの方法によりお支払いいたします。

(2) 助成対象経費等の確認書類の提出

　　助成金の支給を受けた事業者は、下記の添付書類を提出してください。助成金の資金使途について確認いたします。

　　＜添付書類＞

1. 備品の購入、研修に係る領収書
2. 設備投資等に充当したことがわかる請求書等
3. その他、資金使途が明確に判定できる書類

(3) 実績報告書の提出

　　助成金の支給を受けた事業者は、助成金の支給より1年を経過した段階で実績報告書（様式4）及び収支報告書（様式6）を作成し、助成金を活用したことによる効果等を記載し、提出してください。

4. 注意事項等

* 申請いただいた内容の選考にあたって、提供された個人情報に関し、当財団が選考過程を遂行するめに業務委託をする場合及び法令等の定めに基づき情報提供する場合があります。
* 事業実施期間中の進捗状況確認として、随時ヒアリングを実施します。
* 次年度以降も継続して補助事業に取り組みたい場合は、次年度の募集期間に改めて、交付申請書を提出してください。その際、内容を再度審査のうえ、交付・不交付を決定します。

＜当財団のホームページ＞

公益財団法人 eスポーツ・兵庫伝統工芸振興財団

　URL：https://www.etf.or.jp

＜お問い合わせ先・申請書類等の提出先＞

公益財団法人 eスポーツ・兵庫伝統工芸振興財団　事務局

　　〒651-0073

　　兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一丁目5番1号　国際健康開発センタービル5階

　　URL：https://www.etf.or.jp/  
　　E-Mail：kogei@etf.or.jp